

真の団結を求めて

日立争議の経験から



2003年1月

元日立神奈川争議申立人

宮 崎 良 司

真の団結を求めて
日立争議の経験から

2003年1月

元日立神奈川争議申立人

宮崎 良司

目 次

はじめに	2 頁
1. 日立神奈川争議の解決水準と成果について	3 頁
(1) 全労連はじめ全国の支援で切り開いた画期的勝利との関係	3 頁
①提訴外者を含む格付け、賃金、退職金、年金のは是正	3 頁
②残業拒否解雇・田中事件の勝利和解	3 頁
③関連 5 社の労働者の差別是正も	3 頁
④争議解決後も、各地で差別是正を勝ち取る運動が前進	3 頁
⑤全労連を先頭にした日立との交渉で大企業争議を解決	3 頁
(2) 全国的大闘争から離れた日立神奈川争議団の解決内容の実態	5 頁
①格付け全員是正の真相	5 頁
②解決金について	6 頁
③提訴外者の差別是正と、その他の要求について	6 頁
(3) もし全日立の争議が統一していたら	6 頁
2. 日立神奈川争議団は、なぜ全日立の争議から離れたか	7 頁
(1) 1都2県の闘いとどこが違っていたのか	7 頁
(2) 全国的な支援組織のつくり方の違いを理由に脱落	7 頁
(3) 神奈川支援共闘幹部による「神奈川方式」絶対化と分派的指導	8 頁
(4) 「支援共闘」絶対化により、異なる意見をもつ者を排除	8 頁
3. 私は、なぜ日立神奈川争議団を脱退し、独自解決の道を選んだのか	9 頁
(1) 提訴外者を含む職場の団結重視を貫きたかった	9 頁
(2) 団則に除名条項を入れても、支援共闘幹部には屈服できない	9 頁
(3) 根拠ない労働組合、民主団体、日本共産党攻撃を拒否して	9 頁
(4) 異なる意見をもつ2人を差別した「自主交渉での大枠合意」を認めるわけにはいかない	9 頁
4. 日立闘争神奈川支援共闘会議の一部幹部による 神奈川の反合理化・権利闘争の歪曲は許せない	10 頁
(1) 「神奈川方式」を絶対化し「東京との対立」を煽る指導方針	10 頁
(2) 支援共闘の絶対化で争議団の自主性を奪い職場の団結を破壊	10 頁
(3) 酒席での「糾弾」で争議団員の人格までも否定するやり方	11 頁
(4) 秘密裏に分派的グループをつくり、意にそわない役員や団体と争議団員まで排除するやり方	11 頁
おわりに	12 頁
- 資料 - (私の体験)	14 頁
(活動日誌)	22 頁

はじめに

私の争議は、2002年7月29日会社と協定書の調印をもって終結しましたが、この争議の解決をもって日立製作所の争議が全て解決したことになります。私にとっては、1992年10月に神奈川県地方労働委員会に申し立てをしてから12年余りの闘いとなりました。この勝利解決は、神奈川をはじめ全国の皆さんの大好きなご支援があったからこそ実現できたものであり、日立争議に寄せて頂きましたご支援に、厚くお礼申しあげます。

私は1992年の申し立てから1999年12月まで日立神奈川の賃金昇格差別争議団の団長をつとめました。同時に1994年から1999年1月まで日立神奈川の3争議（労基署申告報復争議、賃金昇格差別争議、男女差別争議）をまとめた日立神奈川争議団の団長をつとめました。この間、日立神奈川争議団内の团结と全日立の争議団共闘会議の幹事として活動し、神奈川と他県との团结強化と争議運動の発展のために全力を尽くしてきました。

また、1993年12月から1996年12月まで神奈川争議団共闘会議の副議長として神奈川県内の争議運動の前進のために奮闘しました。また、神奈川県の県央地域（厚木・秦野地域）における県央争議団共闘会議の副議長としても活動してきました。しかしながら、このように私が神奈川争議団共闘会議役員として活動できたのは、1993年12月から1996年12月までの3年間に限られています。それは、1996年以降にはいると次々と役職を解任され、争議活動から排除されてしまったからです。たび重なる役員解任の理由については後で述べます。

私は日立神奈川争議団の团结を最後まで求め続けましたが、残念ながら実現しませんでした。そして、2001年11月10日付けをもって退団届けを出すにいたりました。私が、なぜ日立神奈川争議団を脱退し、独自の解決交渉に臨んだかについては、3項で述べることとします。

私の争議が解决したあと、支援をいただいた多くの方々からは、心温まるお祝いの言葉をいただきました。しかし、日立闘争神奈川支援共闘会議と日立神奈川争議団の一部の人達が、私の退団を「脱落者、裏切り者」呼ばわりして、許すことのできない誹謗中傷をおこなっていることを耳にしました。私は、彼等の誹謗中傷をこのままにしておくことはできません。また、彼等の日立争議に対する一方的な評価、歪曲を許すことはできません。私は争議団のあり方と支援共闘のあり方について、さらには、日立争議の評価をどう考えているのかを明らかにする義務と責任があると考えています。

私が、この文書をまとめる決意をしたのは、今後の争議運動や労働運動、民主運動に少しでも役立てることができればという切実な思いからです。私の痛切な体験をお伝えできるかどうか、あるいは思い違いがあるかも知れないとの不安もあります。皆様にはご一読いただき、ご意見や感想などお寄せいただければ幸いです。

1. 日立神奈川争議の解決水準と成果について

(1) 全労連はじめ全国の支援で切り開いた画期的勝利との関係

神奈川の争議解決に先立つ1都2県（東京、茨城、愛知）の日立争議は、次にあげる5つの点で画期的な成果を勝ち取りました。

① 提訴外者を含む格付け、賃金、退職金、年金のは是正

在職提訴者全員について、賃金を同期同学歴の組合員中位者水準に是正させた。在職提訴外者全員についても、前者に一定の比率をかけた水準に是正させた。定年者については、退職時点で職位のは是正があったものとして退職金の差額を支払わせ、在職者の退職金ポイント、年金ポイントのは是正も勝ち取った。男女差別争議については、賃金・昇格は是正において男女の差を一切つけずに是正させた。差別は是正は、仲間にも広く呼びかけて、提訴外者37名を含む81名にのぼる差別は是正を勝ち取りました。

② 残業拒否解雇・田中事件の勝利和解

会社に「今後とも残業を拒否したという理由で解雇することはありません」と明言させ、最高裁の不当判決を乗り越え、事実上残業拒否解雇をお蔵入りさせるものとなりました。このことは、労働者に励みを与え、大企業と支配権力には警告を与えた意味で、その社会的意義は大きいものです。

③ 関連5社の労働者の差別は是正も

日立争議の解決水準にはほぼ見合ったレベルで、日立工機をはじめ5つの関連会社事件でも賃金・昇格差別は是正を勝ち取ることができた。このようにして、1都2県の解決以降にも、日立国際電気など関連会社における差別は是正が進んでいるのは大きな成果です。

④ 争議解決後も、各地で差別は是正を勝ち取る運動が前進

1都2県の解決後、茨城県土浦の事業所の組合活動家が差別は是正を労働組合に要請するなかで、1都2県と同じ水準で賃金・昇格の差別は是正を勝ち取りました。さらに、会社が「自主的に」活動家の賃金・格付けを手直しすることも起きました。

⑤ 全労連を先頭にした日立との交渉で大企業争議を解決

日立争議は、全労連を先頭にして世界の日立と交渉して解決を勝ち取った大企業争議として、全国の労働者を励ます成果となりました。

日立製作所では、1950年の5,555名の解雇争議以来、争議は途切れることなく続き争議のデパートといわれてきました。私達は1974年に全国的規模で日立争議支援職場連絡会を結成し、労働者の要求実現と職場の民主化をめざして力を合わせて闘ってきました。

1992年に、残業拒否・田中解雇事件をはじめとする中研賃金昇格差別事件、労基署申告報復事件、男女差別事件、東京、茨城、愛知、神奈川の賃金昇格差別事件の8争議団が日立争議団共闘会議に結集しま

した。日立争議は8つの争議を統一して闘うという大型の争議となりました。それは、会社の専制支配を打ち破り民主的な職場をめざす闘いでもありました。全日立の争議団は、日立製作所の思想差別を含む労務政策の転換を迫る争議として闘いを挑みました。

東京、茨城、愛知、神奈川、各県の賃金昇格差別事件は同一申立書を各県毎にアレンジして使用して準備し、1992年10月19日に一斉に申し立てを行うなど、日立全体の争議として闘いはじめました。

それ以来、12年余の闘いの中で全日立の日立争議団共闘会議は「全面一括解決」をスローガンに闘いを進め、日立闘争神奈川支援共闘会議が全日立の共闘から離脱するという困難な状況が生まれたにもかかわらず、全国的な広がりをもつ争議運動が日立資本を追い詰めて全面勝利を達成しました。この勝因は全国の仲間の大きな支援にあることは間違いません。

1994年2月には、「たった1回の残業拒否で解雇できるとする最高裁判決を日本の労働者は認めない」「アフター5は誰のもの」をスローガンにして、関東一円から日立製作所の城下町・日立市で1,500人を結集した大規模な集会・デモを大成功させました。

1982年、全労連・全国一般労働組合は日立を解雇された田中秀幸氏を組合員として迎え入れて支援を続けてきました。「カローシ」が国際用語になるなど国連人権委員会への提訴運動では、世界の人々の大きな共感を得ることができ、「世界の日立」を追い詰めるうえで大きな力となりました。こうした運動を積み重ねて、日立が「最高裁で決着済み」として一切交渉に応じなかった残業拒否・田中解雇事件も一緒に解決することができました。

1都2県の終盤の闘いでは、日立神奈川争議団と日立闘争神奈川支援共闘会議が共闘を拒否する中でも、神奈川労連は1都2県の支援要請に応えて駅頭宣伝行動などの支援を行いました。1都2県の争議団と支援団体は中央線全駅（東京一高尾間）宣伝行動、山手線全駅宣伝行動など首都東京を揺るがす行動をやりぬき、日立本社の最寄駅である御茶ノ水駅を1,200人の支援者で埋め尽くす行動を成功させました。

神奈川では神奈川労連を先頭に、県下の地域労連が自らの要求として争議を位置付け、事業所や行政にたいする要請行動を積極的に取り組みました。日立争議と聞けば何をおいても駆けつけてくれた支援の方々の思いが、急速にまた確実に広がり会社を追い詰めていったのです。

このようにして、全国の仲間の支援と全労連がナショナルセンターの役割を充分に發揮したことが、田中争議を含めた全面的な争議解決を会社に決断をさせた重大な要因となったことは間違いないと思います。

いま、日立争議の勝利解決が職場内外に伝わって「要求しなければ変わらない」「闘えば勝てる」という事実が、労働者に闘う勇気を与え確信になっています。

(2) 全国的な闇から離れた日立神奈川争議団の解決内容の実態

日立神奈川争議団は、「1都2県を上回る高い水準の解決」だと主張していますが、私は大きな疑問を抱かざるをえません。

①格付け全員是正の真相

神奈川の場合、交渉団は2001年9月に行われた会社との「自主交渉」で、争議団の合意を得ないまま7人の争議団員（2次提訴の1人除いて事務・技術職4人、技能職3人）の2～3ランクアップ、私とAさんの2人には1ランクアップの是正しか行わないという差別的な解決案を、「自主交渉における大枠合意」として了承してしまいました。

しかし、Aさんは昇格制度上の年齢制限によって2002年3月には自動的に1ランクの格付けがアップすることになっており、この「大枠合意」の内容では、事実上の差別是正は行われないことになります。ところが、日立闘争神奈川支援共闘会議の事務局長は、2002年神奈川労連定期大会で「自主交渉の段階で全員の格付けをアップさせた」と発言しています。また、同じ発言の中で「3都県が解決内容を明らかにしないで昇格を会社に任せた」と事実を歪曲して誹謗しています。1都2県が組合員ベースの格付け枠を決めて交渉に臨んだことは、争議団員の総意でした。神奈川支援共闘会議事務局長は「1都2県は会社に任せた」と強調していますが、実際には神奈川支援共闘会議は会社の差別的な回答に合意し、争議団の多数決をもって私とAさんに受け入れるように強要したのです。

日立の昇格制度では、高卒正規入社者は執務職7級に格付けされ、その後4級まで昇級した段階で企画職3級（現総合職9級）に編入されます。そして、企画職1級（現総合職7級）まで昇級することになっています。私に関する回答は、執務職1級から企画職2級（現総合職8級）への格付けですから「級」は下がっています。支援共闘会議の役員が「人間的にも成長いちじるしい」と評価した私より7歳と5歳も若い執務職の2人の争議団員については、私をとび越して執務職2級から企画職1級（現総合職7級）へと3ランクアップさせています。このような差別的な扱いを交渉団はどのように説明するのでしょうか。格付けの決定を「会社に任せなかった」という交渉団に説明の義務があるのではないでしょうか。

これは、支援共闘会議役員の言いなりにならない私達2人をスケープゴートにしたやり方であり、卑劣としか言い様がありません。結局、私とAさんの2人が「自主交渉の大枠合意」に同意しなかったために、交渉は中労委での解決交渉に持ち込まれました。この中労委交渉で、最終的に執務職から総合職へAさんの格付けを上げることができたのは、「わがまま」「不團結」の悪罵のなかで差別是正を主張し続けた本人の強い意志と中労委の努力の結果であって、交渉団があげた成果と言えるものではありません。私は中労委に対して早期解決を求め、「大枠合意」

案では差別是正が殆どないAさんの格付けを是正することを強く求めるとともに、10人全員で一括解決することを一貫して要求しました。

②解決金について

解決金は、正当に評価された賃金と差別賃金との差を過去に遡って要求するバックペイ、慰謝料、弁護士費用、争議運動にかかった費用などをまとめたものです。1都2県は2000年9月に解決しましたが、神奈川は22ヶ月後の2002年7月の解決です。神奈川が1都2県と同じ水準となるためには少なくとも昇給分の上積みがなくてはなりません。一時金も2年間分上積みされなければなりません。この点でも神奈川の水準が1都2県を超えたと言えるものではありませんでした。私の場合でみれば、賃金月額で7万円の昇給が行われました。これは1都2県の水準と同じです。22ヶ月の昇級や一時金の差額、残業代や退職金、年金などの差額などを考慮すれば少なくとも250万円から300万円の上積みがなければならないことになります。したがって、神奈川支援共闘会議が、ことさらに「1都2県の水準を超えた」と主張する根拠はまったくないのです。

③提訴外者の差別是正と、その他の要求について

神奈川の提訴外者について、日立神奈川争議団や神奈川支援共闘会議は「会社に要求はするが、責任はとれない」と主張してきました。しかし私は、職場から差別をなくすという目的のもとに職場の仲間達の差別是正要求を最大限実現させることを目指して、職場活動家への働きかけを行うように主張し続けてきました。最終的に9人が名乗りをあげ、会社に要求を提出することができました。その結果、9人は1都2県と同じ水準で格付けのは是正を勝ち取ることができました。また、1都2県では提訴外者にも解決金の配分が行われましたので、神奈川の提訴外者にも解決金は当然配分されるべきものだと思います。

また、格付けは是正と解決金支払い以外にも①謝罪と誓約書の掲示②周知徹底③特別休暇付与を要求しました。しかし、これらはいずれも実現しませんでした。

関連会社についてみれば、神奈川でも関連会社の仲間が差別是正の要求を出していましたが実現できず積み残してしまいました。

(3) もし全日立の争議が統一していたら

今回の解決水準は組合員中位者の水準です。私たちのは是正要求は、同期、同学歴者の平均でした。神奈川地労委の差別是正命令は私達の要求とほぼ同じでした。全日立の争議運動が団結していたならば、地労委命令通りに解決出来たかも知れません。38年間の闘いを貢いた日立武藏・残業拒否解雇事件の田中秀幸さんを職場に戻すことが出来たかもしれません。私は、全日立争議団の団結があれば文字通りの「全面勝利解

決」ができた筈であると、今も思います。

2. 日立神奈川争議団は、なぜ全日立の争議から離れたか

(1) 1都2県の闘いとどこが違っていたのか

茨城、東京、愛知、神奈川の1都3県の支援組織と争議団は1995年9月、日立争議支援連絡会を結成し、日立争議の早期解決をめざしました。1998年2月、1都3県の会議が全日立争議団共闘会議の要請で開かれました。しかし、1998年12月の5回目の会議を最後に神奈川は参加しなくなりました。

神奈川と1都2県の主な意見の違いは、下表に示す通りです。いずれも神奈川が全日立争議の統一と団結に背を向ける内容になっています。

	1都2県	神奈川県
情勢の見方	連続する地労委での勝利、運動の広がり、会社の業績悪化や社会的不祥事の続出などで今が争議解決の時期、早期解決をめざすべき	会社は解決したがっているが、争議団の主体的運動で切開いた解決の時期ではない
中央組織の結成時期	早期に結成すべき	結成時期を決めるべきでない
中央組織の構成団体	1都3県支援組織以外に全労連や全国単産にも入ってもらう	全労連には期待できない。1都3県支援組織だけで構成する
関連会社、提訴外者について	関連会社争議団と提訴外者の要求にも責任を持つ	関連会社、提訴外者に責任はとれない
解決方法	中労委交渉、自主交渉ともにありうる	自主交渉のみ
統一要求つくり	早くつくるべき	要求つくりは凍結

(1都2県「日立争議総括集」より作成)

(2) 全国的組織のつくり方を理由に脱落

日立神奈川争議団は結成から1997年までは、全日立の日立争議団共闘会議の一員として、全日立の争議運動と共同して日立資本と闘っていました。1997年7月、東京事件、中研事件が相次いで中労委で職権による和解交渉がはじまりました。日立争議の「全面一括解決」の機運が生まれ中央支援共闘会議の結成が急務の課題になりました。

しかし、日立神奈川争議団は要求が一致しているにもかかわらず、「我々の闘いが会社を追いこむという状況にない。全労連を含む1都2県と神奈川のブリッジ方式でなければ統一できない。」などと、ことごとく異論を唱え統一に背を向けました。

東京、中研事件の和解交渉では、それぞれの事件が会社との窓口を持っていましたが、日立神奈川争議団は、このことにも異論をはさみ「チャネル問題を整理しなければならない」と主張しました。ところが実際には、神奈川の支援共闘会議の役員は1998年2月時点で会社と接

触っていたのです。このことは、当時は争議団員さえ知らないところで行われていました。後になって事務局だけに知らされたのです。今も当時の交渉内容は、秘密に隠されたままです。

日立神奈川支援共闘会議の役員は、1都2県が中労委で会社と交渉していることを攻撃しながら、裏では秘密裏に会社と会っているという事が起こっていたのです。このような日立闘争神奈川支援共闘会議の一部役員のやり方は、日立争議団に対する裏切り行為であると同時に、日立争議によせる支援者の期待を踏みにじる行為ではないでしょうか。

(3) 神奈川支援共闘幹部による「神奈川方式」絶対化と分派的指導

1都3県のなかで、神奈川の不團結は日立争議全体の解決交渉に大きなマイナスの影響を与え、支援の労働組合、民主団体の組織をかく乱し争議団内外に深い傷跡を残しました。日立闘争神奈川支援共闘会議と日立神奈川争議団は、「日立争議に全労連と神奈川労連が介入している」という事実無根の攻撃を行った文書をもって、全労連傘下の地方労連にたいして、団体署名を集めるための全国オルグ行動を展開しました。

私は、この問題は日立神奈川争議団の問題にとどまらず、神奈川争議団共闘会議の一部にある支援共闘万能論に問題のおおもとがあると思っています。1996年6月の神奈川争議団共闘会議の学習会において、日立闘争神奈川支援共闘会議代表委員のC氏は、「支援共闘は、その争議の運動と解決に責任をおう部隊です。争議運動の主役は支援者であり、争議団員は争議運動の担い手である」と講演しました。争議の主体が争議団にあることは自明のことですが日立闘争神奈川支援共闘会議では逆になっています。神奈川の日立争議では、争議団が統一の方向で一致して方針を決定しても、支援共闘会議の間違った方針によって争議団の決定が覆され、ねじ曲げられてしまったのです。

(4) 「支援共闘」の絶対化により、異なる意見をもつものを排除

ある日立神奈川争議団員は、2000年の元旦決起集会では「今までいろいろ文句を言っていましたが、これからは文句を言いません」との決意を述べました。翌年、同じ団員は「去年の決意は間違いました。今年は率先して行動します」と支援共闘会議の役員にたいする服従の決意表明をしたのでした。また、団員、支援者を問わず個々人の発言が支援共闘会議の役員によってチェックされ、「問題発言」とみなされた人は、支援共闘会議の代表委員や争議団OBなどから集中的に糾弾されます。

このような中で争議団員は、争議解決への不安やリストラの出向・転籍の不安、要請行動に対する会社の不誠実な対応への不満やいらだちを会社にぶつけるのではなく、「争議団内部の異なる意見を持った人に打ち勝つことによってこそ団結が強化され、争議を勝利させることができる」という意識に追い込まれていくのです。

1都2県の争議が解決するまでは1都2県との闘いを煽り、1都2県

が解決すればこんどは全労連や神奈川労連そして政党が介入に入るとキャンペーンをはって闘いの対象を移してきました。私は「1都2県のスパイ、回し者」という悪罵をあびせかけられ、意見の違うことを理由に攻撃の対象となっていました。争議団内部の少数意見を許さず、支援共闘会議の役員を「信頼して」「一心同体となって」絶対服従を誓わせるという関係は、異常としかいふことができません。

3. 私が、なぜ日立神奈川争議団を脱退し、独自解決の道を選んだか

(1) 提訴外者を含む、職場の団結重視を貫きたかった

全日立の闘いから神奈川が離れたことが、もっとも大きな理由です。1都2県の争議団が提訴外者も含めて解決したことに対して、神奈川の支援共闘は、提訴外者には差別是正を要求する権利がないと決めつけ、争議団で民主的に論議することもなく「神奈川のやりかただ」「要求はするが責任は取らない」という特殊な方針を争議団におしつけました。

思想差別争議は職場のあらゆる差別をなくし、職場の民主化を目指す闘いであり、職場の団結を強め多数派を目指す闘いではないでしょうか。

(2) 「団則」に除名条項を入れても、支援共闘幹部には屈服できない

神奈川の支援共闘と争議団は、意見の違いを認めずに争議団内で差別や嫌がらせを行い、私を団から排除しようとしました。そのあげくに、除名条項の入った「団則」をおしつけて、何がなんでも支援共闘の方針に従わせようとしたしました。

争議団会議で全員が一致して決めた、「10人一括解決を前提として、全員一致を原則とする」ことを明記した「交渉団への委任状」さえ支援共闘の一言で反故にされてしまいました。支援共闘会議の一部役員の指示だけで争議団の決定をくつがえし、それに従わないと「団則」で拘束して自主性を奪うやり方は許せませんでした。

(3) 根拠のない労働組合、民主団体、日本共産党攻撃を拒否して

私は、全労連、神奈川労連や民主団体に対する根拠のない批判や日本共産党攻撃を公然と行う集団に身をおくことはできませんでした。日立闘争神奈川支援共闘会議と日立神奈川争議団の運動は、思想差別争議を闘う争議団とは無縁の運動論、組織論で動いているとしか言いようがありません。

全労連や神奈川労連の階級的な労働運動のナショナルセンター、ローカルセンターとしての役割を認めず、争議団こそが労働運動の先頭に立って闘っている組織だと主張しています。支援共闘と異なる見解をもつ労働組合や民主団体、日本共産党との協力共同を拒否し、公然と根拠のない批判や攻撃を行うまでになっています。このような支援共闘会議役員の主張が絶対であって、争議運動の指導は支援共闘会議が全権をもつ

ているという思いあがった運動では孤立しかないと思います。

(4) 異なる意見をもつ2人を差別した「自主交渉での大枠合意」を認めるわけにはいかない

「自主交渉」の段階で支援共闘会議の役員と意見の異なる団員2人の格付けを低く押さえ、本人の意見を充分聞かないで2001年9月初めの時点で「大枠合意」したことは容認できません。Aさんを執務職に据え置くという内容です。これでは3月になれば年齢制限に基づいて自動的に昇格するのですから差別是正とは言えません。もう1人は私でした。私より若い争議団員が私を飛び越して昇格することにしたことに対して、交渉団は「会社は良く見ている。団結の水準が解決の水準だ。」と言明して、異なる意見をもつ2人だけを別扱いにしたのです。これは、差別是正争議では考えられない仕打ちでした。

4. 日立闘争神奈川支援共闘会議の一部幹部による神奈川の反合理化・権利闘争の歪曲は許せない

(1) 「神奈川方式」を絶対化し「東京との対立」を煽る指導方針

日立闘争神奈川支援共闘会議の一部メンバーは、過去の神奈川の争議運動の経験を歪曲して「東京と神奈川の闘い」などと意図的に「東京の争議運動」との違いを煽る指導を行っています。たとえ、他の地域と意見が違っていたとしても同じ資本と闘う仲間として、当事者の要求を基本に統一と団結を強めることこそ重要ではないでしょうか。

また、労働戦線をめぐる条件は、各地方地域で特徴があり全国画一的ではありません。現に東京では東京労連と地評が存在してきた歴史をもち神奈川とは事情が違っています。仮に「神奈川の方式」が神奈川県内では正しかったとしても、それを他にむりやり押しつけようというのは、大きな誤りではないでしょうか。

日立神奈川争議団が、日立闘争神奈川支援共闘会議の一部役員の言いなりになって、神奈川労連をはじめ神奈川の労働運動を東京と対立させようしたり、全労連運動に混乱を持ち込むことは許されないことです。あくまで全日立争議の原点に立ち返って団結回復に努力することが大切だと思っています。

(2) 「支援共闘会議」の絶対化で争議団の自主性を奪い職場の団結を破壊

交渉団には数名の支援共闘会議役員と争議団の団長、副団長、事務局長が入りましたが、交渉団と会社との交渉内容は、争議団員にも知らされないことが多く、団会議で交渉状況について質問すると「なんで必要なのか。交渉団以外は必要ない」「交渉は交渉団に任せておけ」といつて説明を拒否しました。団員どうしでさえ誰がどこまで知っているのか分かりません。交渉団は、交渉場所さえ秘密にし、交渉の中で何を要求して会社がどう回答したかさえ満足に報告しないのです。

さらに、支援共闘会議役員によって、争議団員に対する情報がコントロールされるため、団員の間でさえ本音の討議ができなくなってしまいます。例えば、団会議で団長が「事務局会議で決めた」として報告すると、「いや決めていない」と事務局員どうしで言い合いをするということがしばしばでした。また、すべての情報は、支援共闘の代表委員のB氏だけに集中させるやり方をとっていました。例えばB氏は、一つの会議に出席している全ての争議団員に対して個別に報告することを求めました。私が日立争議団共闘会議役員のとき、団長の私が代表委員のB氏に報告すると、私以外の2人からも報告させていたのです。報告を一人の代表委員に集中するのは、その代表委員が団員を個別的に把握し、指示命令できるようにしているためでした。

支援共闘会議の役員は、争議団員に対しては「争議団活動は戦時下の活動だから行動を規制することもある」として、支援共闘会議役員への絶対服従を求めました。争議団員が争議と関係のない会議や集会に出席するときでも、事前に争議団の事務局に届け出て支援共闘会議の役員に報告し許可を受けてから参加しなければなりません。会議での発言も含めて報告を求められます。争議活動と関係ないものも報告を求め、それを拒否すれば争議団会議で糾弾されました。

争議団は支援共闘の指導のもとでは、意見の違いを認めません。私が1都2県と神奈川が統一するようにという趣旨の意見を出したところ、争議団の事務局メンバーからは「みんなと意見が違う」「今までの言動と活動を反省し、支援者に謝罪をせよ」と団会議のたびに糾弾されました。そのうえ、「除名」条項の入った団(規)則まで作ったのです(1999年12月)。こうして、団長と団事務局長は口癖のように「除名するぞ」と言うようになっていきました。

(3) 酒席での「糾弾」で争議団員の人格までも否定するやり方

会議や行動後の交流会などの酒席では、「糾弾方式の指導」が行われ、争議団員の人格までも否定するようなやり方がまかり通る実態は許すことができません。

- ・ 例えば、神奈川争議団共闘会議定期総会の中では、交流を名目にして深夜まで酒を飲みながら「まな板論議」(まな板論議とは、一般的には参加者全體が1つの争議を“まな板”にのせて問題点を広く論議すること、と言われています。)の続きと称して、個別争議団や争議団員個人に対する糾弾の場がつくられたことがあります。1998年12月の第21回定期総会は、日立争議団から出ていた副議長を解任した総会でした。日立神奈川支援共闘会議の代表委員は、「今回の総会で副議長をおりるくせに参加していない。この場で謝罪するのがあたりまえだ。電話で呼出せ」と、私にその団員を会場に呼び出すことを強要しました。

また、1994年の第17回定期総会では、日立争議団の団員が日立神奈川支援共闘会議の代表委員の前で涙をぽろぽろ流して懺悔させら

れたのを目の当たりにしました。その糾弾の模様を同第18回総会議案書の経過報告では「日立争議団がまな板論争の中心となり、かなり厳しい論争もありました。今後『争議団運動の中心』になって欲しいとの期待を反映したものともいえますが、一部節度を欠いた内容もあったようで、酒の席とはいえ注意が必要ではないでしょうか。」と書いています。

(4) 分派グループをつくり、意にそわない役員や団体と争議団員まで排除するやり方

日立闘争神奈川支援共闘会議の事務局は、分派的グループをつくり、気にくわない役員や団体、さらには争議団員まで排除するやり方をしてきました。その中で、その役員達が神奈川争議団共闘会議、連合職場連絡会（正式には「『連合』職場の要求実現闘争を前進させる連絡会」）、地労委民主化対策会議などを事実上私物化している実態は、許されるべきではありません。

私は1994年から96年にかけて、神奈川労連から派遣されていた日立闘争神奈川支援共闘会議の代表委員を中心とした限定されたメンバーのグループに参加していました。このグループは毎月定期的に会合を持ちほぼ隔月に泊り込みで会議を行なっていました。

会合の内容は、主に県内の争議運動と反合権利闘争の情勢分析と人事を含む方針の決定でした。時々の問題の学習も行なっていました。会の名前は「経済政策研究会」ですが、あるメンバーは「(神奈川労連から派遣されていた代表委員)をまもる会」と呼んでいました。このグループは神奈川争議団共闘会議、連合職場連絡会議、地労委民主化対策会議に拠点をおいて活動していました。そして、これらの組織の人事を含む方針全般について検討していました。このメンバーには、日立争議をはじめとして県下の争議情報が伝わるようになっています。私がグループから抜けた後で、支援共闘とも支援する会とも関係ない人物が日立争議の状況を争議団員より詳しく知っていることに驚いたことがあります。神奈川争議団共闘会議の役員人事は、日立闘争神奈川支援共闘会議の代表委員であるB氏と一部の争議団及びそのOBで構成しているグループに操作されています。

私は、1993年に神奈川争議団共闘会議の副議長になって1996年まで争議団活動の先頭に立って奮闘してきました。私に対する報復は、「日立争議団の内部の調整によって」という理由で、1997年1月に神奈川争議団共闘会議の副議長から私を解任するという形で始まりました。1998年12月には日立神奈川支援共闘の方針に疑問を指摘するようになった、私に代わって副議長に就任したAさんを病人扱いしたうえ、今度はAさんを副議長の役から解任しました。さらに、1999年には「日立神奈川争議団内の任務替え」との口実をつけて、私を県央地域の争議団共闘会議副議長から解任しました。これらの人事は表面的には、団会議の多数決で行われているのですが、実態は日立闘争神奈川

支援共闘会議代表委員であるB氏の指図でおこなわれてきたことは明白なことです。

おわりに

私たちは長い間、職場から差別をなくし働く者の権利擁護と生活向上、労働条件の改善のために活動してきました。会社はこの活動を敵視して、私達を職場労働者から分断するために、みせしめとして差別をしてきたのです。

私は1992年、日立の賃金昇格差別是正の申し立てにあたって「闘って拓く」と題した文のなかで「ここに、神奈川県、茨城県、東京都、愛知県合わせて19名が…提訴し、新たな闘いを始めるものです。すでに日立では武蔵工場の田中解雇争議、…これらの争議団と共同して闘いを強化し、『日立関連労働者懇談会』『電機労働者懇談会』と協力して職場での闘いを大きく進める決意を固めています。」と書きました。

現在、日立神奈川争議団は、初心から逸脱して闘いの方向を見失っている状況にあると思います。日立闘争神奈川支援共闘会議の偏狭でセクト的な方針を押しつけられ、神奈川の労働運動に混乱を持ち込み、神奈川労連の組織的混乱を狙い、全国行動と称して全国の労働運動と民主勢力のなかに不団結と混乱を広めようとしてきました。「労働戦線の階級的統一、革新統一戦線の結成をめざす闘いに寄与すること」を原則的な闘いとしている神奈川争議団共闘会議が自ら決めた方針からさえ逸脱しています。

いまこそ、日立神奈川争議団が争議の原点を思い起こして、共に力を合わせて闘う立場に立ち返ることを願うばかりです。私は職場の多数派をめざす闘いに全力をあげるとともに、日立の労働者、全国の労働者と団結して闘う決意をあらためて表明するものです。

私の争議は、地労委申し立てから12年をかけた闘いでした。この間多くの方々の支援をいただきました。家族の協力も大きな励ましになりました。この支援と協力があったからこそ、途中で投げ出すことなく満足のいく勝利解決を果たすことができました。

ここに、皆様に勝利の報告ができるなどを、心から感謝いたします。

—資料—

私の体験のいくつかを、資料として添付します。

(1) 争議を闘う主体はあくまでも争議団にある

1994年12月、神奈川県争議団共闘会議定期総会において日立闘争神奈川支援共闘代表委員（以下「支援共闘代表委員」という。）のC氏は「支援共闘について／その過去・現在」と題して講演し、その中で「どんな支援共闘をつくるかと問いかけ、中心をどこに据えるか、誰に座ってもらうかが決定的、人間関係＝争議支援のキチガイ＝眞の人間関係がなくては本当の勝利はできない」と述べました。ここで強調しているのは集団の英知を集めることや支援共闘に参加する団体の力を結集することの重要性ではなく、中心となる人物の力への崇拜です。C氏はこの講演で他県の支援共闘から「『神奈川は、そんなことまで支援共闘がはいって論議をしているのか。』などの感想が驚きとして出てきています。」と得々と述べています。しかし、これは逆に言えば「神奈川県の支援共闘」が支援の立場を超えて、原告の主体性を損なっていることではないでしょうか。他県の支援共闘は節度をわきまえ、支援に徹しているのではないでしょうか。さらに講演は「お互いに相手のなかに手を突っ込むような論議を意識的にふっかけながら運動をつくっていくことが大切です」とも述べて、原告の自主性や主体性を否定することを肯定しています。

(2) 公安警察に狙われている！？

私は1995年2月20日、突然、戸塚警察からの呼び出しを受けました。公安警察が争議支援行動を理由に傷害事件をでっちあげてきたのです。私達の活動の足を止めようとしてきたのです。横浜地検に書類送検され翌年1月まで丸1年間、連日の不起訴要請行動を繰り返さざるをえませんでした。多くの支援者と家族の協力で、幸いにして不起訴を勝ち取ることができました。この事件について代表委員のB氏は「この事件は事前に聞いて知っていた。“神奈川県の山の方で”という情報さえ入っている」と私に言いました。その時、私はB氏と公安警察の関係についてどうなっているのか言い知れぬ不安と恐怖を覚えました。神奈川争議団共闘会議の関係する争議は公安警察の弾圧事件が多く発生しています。千代田化工争議、都南自教争議、NOK争議などです。日立争議では1995年に不可解なカバン盗難事件が2件も発生しました。

(3) 支援共闘会議を私物化

私たちは、1992年10月に争議を始めました。1996年3月には支援共闘準備会を組織して支援共闘会議の結成をめざしました。準備会の中心的役割を果たしたのは当時神奈川争議団共闘会議議長で元東電原告団のD氏でした。D氏は準備会事務局員として茨城、東京、愛知の争議団及び支援

者との団結を重視して、信頼関係を深めるために尽力していただきました。D氏は支援共闘発足後も引き続き日立争議に関わっていきたいと態度を明らかにしていました。「D氏を日立闘争神奈川支援共闘会議に電力連絡会から派遣して欲しい」と日立神奈川争議団の代表として団長の私が「電力連絡会」の事務局長のE氏に電力連絡会事務所に尋ねて要請しました。ところが「D氏は電力連絡会としてふさわしくないので電力連絡会としては派遣できない」と断られました。その時、「日立の闘いを支援する神奈川の会」から派遣するという案が持ち上がりました。しかし、支援共闘会議は団体で構成するものだからという理由で個人参加の「支援する会」からの派遣は認められませんでした。結局D氏は支援共闘に参加は出来ませんでした。この時期、東電争議団では解決金をめぐって団の不團結問題がありました。このような経過を経て神奈川労連から派遣されたB氏が代表委員として1997年11月に支援共闘会議が発足しました。

B氏は神奈川労連事務局次長の任を終え、退職した2000年10月に代表委員の資格は無くなりました。ところがその後もずっと居座っています。B氏は「支援する会」副会長になって「支援する会」代表として派遣されていると言っています。しかし、支援共闘会議の総会を開かず総会の承認手続きを経ないまま代表委員に居座っています。D氏の場合は駄目で、B氏の場合は良いとすることは、B氏による支援共闘会議の私物化といえます。

また、支援共闘会議の運営は加盟団体が対等平等に参画し、総会は年1回開催することが決められています。それにもかかわらず、総会は結成以来1回も開かれていません。「支援共闘会議総会を開け」の声に「不團結が広がる、不團結を持ち込まれかねない」と開きなおっています。

(4)秘密を守るために病人扱い

1998年夏から秋にかけてAさんが支援共闘のあり方に疑問を感じて、反対の意見を出すようになりました。支援共闘はAさんを神奈川県争議団共闘会議の副議長から解任するとともに、それまで参加していた秘密裏に行っていた対策会議のメンバーからも排除しました。支援共闘会議の事務局員は「仮面鬱病だから団員みんなで対応しろ」と指示を出しました。団事務局は団会議に提起して団員を病人扱いしようとした。団会議では「私は本を買って勉強している」「医者に連れて行ったほうがいい」という発言がありました。私は「団で議論することではない、本人はなんでもない、病人扱いは許されない」と発言しました。私の強い反対でその問題はうやむやのままに終わりました。私は秘密の会議が露見することをごまかすために仕組んだ茶番劇だったと今になって考えています。

(5)地労委審問廷で暴力事件

1998年9月2日、神奈川地方労働委員会で賃金差別事件第38回審問が開かれました。休憩時間に会社の勤労課員が審問の部屋から控え室に退出するとき、支援共闘代表委員のB氏の脇を通り過ぎようとした。そのと

きB氏は勤労課員の胸めがけて自分の組んだ腕を突き出しました。課員は突き飛ばされてよろけてしりもちをつきましたが怪我はないようでした。再開された審問の冒頭、会社側代理人が暴力をやめるように地労委から労働者側に注意を与えるよう意見をだしました。これは議事録に記録され残りました。事実関係は追求されませんでした。私は審問廷で責任ある立場にいる支援共闘代表委員の暴力に驚くとともに怖さを感じました。

(6) 支援者が怖がる要請行動

団会議で事業所や役員宅への要請内容や行動について論議することはほとんどありません。それらは、事務局が行動前日または当日に「マニュアル」を配ることで団員および支援の人に伝えられるのが通常でした。

例えば、1998年の小田原事業所要請行動では要請団が門の中に入って守衛とやりあっている一方で、現団長が門扉を乗り越える行動を取って陽動作戦でました。現団長が体を張って注意をひきつけている間に要請団が本館に入ろうとしたのです。また、2000年の横浜事業所要請では要請団が本館まで入り強制的に要請を受け入れさせました。その要請団が要請中にもかかわらず、新たな要請団を繰り出して会社の混乱をはかったのです。

要請行動の参加者の中には「怖くて参加できない」「要請書を渡すことが目的ならば小人数でも中に入って渡せば良いのに、行動の目的がわからない」「自主交渉が始まっているのに何を会社に言えばいいのか」など支援共闘のやり方に戸惑いと批判の声が聞かれました。

(7) 団会議の結論は羽毛より軽い

日立神奈川争議団は事務局員が4名で団会議に提起する内容も含めて準備しています。総員10名の団会議は原則として全員が出席のもとで全ての事案を決めるこにしていました。しかし、実際には事務局または団長が団会議の論議をせずに支援共闘会議の役員会議などで勝手に意見を述べ、態度を決めてしまうことがまかり通っています。

例えば、1999年4月の全日立争議団共闘会議役員会議において、全日立の統一行動から離れて神奈川だけが独自行動とすること、団結交流会を中止することを団会議にかけずに勝手に提案してしまいました。また、全日立争議団共闘会議役員会議で決まったことを支援共闘会議役員に報告すると「なぜ決めてしまうんだ」と叱責されて、会議での決定を反故にしてしまうことも度々でした。

1999年10月24日の団会議は一人を除く全員が参加して総行動の「団としての取組み」を決定しました。海老名地域はフレックスタイム問題で労基署要請とパート雇い止め問題で職安要請へ、秦野地域はリストラ計画（千人の人減らし）で行政へ、戸塚地域は事業所要請とJIT（立ち作業）問題で労基署要請へ、小田原地域はリストラ問題で行政への要請行動を確認しました。28日の県央実行委員会では確認された行動を提起しました。ところが11月1日突然に団事務局から「日立争議団は要請行動を取り組まな

い」と一方的な指示が出されました。私はどこで決めたか事務局に確認したところ団事務局は「日立支援共闘会議、争議団事務局会議で確認された」のだから従うのが当然と開き直りました。団会議の論議は何のためだったのかと問い合わせても何も答えられないでした。支援共闘の言いなりとしかいえません。しかし、この場合、支援共闘会議というけれども正規の会議を経たものではありません。一部の代表委員が勝手に指示していたのです。

(8) つるしあげ、糾弾の団結キャンプ

2000年8月、団結キャンプで泥酔状態になった争議団員および他の争議団OBら10数人が私を取り囲んで、口々に「何で団結できない」などと怒鳴りつけました。30分も経過したころ、どこからか中止の指令があったのか吊るし上げは急に止みました。そのあと、日立争議団内で論議しろということになって、団長が「団結問題を論議する」といい始めました。支援共闘の代表委員も「やれ！やれ！」というなかで、私を代表委員が寝る予定にしていた部屋に押し込みました。それから、「それまでの言動について反省せよ」と争議に関係ないことまで持ち出して、深夜2時過ぎまで糾弾が続きました。

(9) 団会議が計画的な糾弾会に変身

団事務局は“団結”を強調します。それは“支援共闘に忠誠を誓え”支援共闘役員の言いなりになっている“団の事務局の言うことに従え”と同義語です。

例えば、2000年9月14日の団会議では「団の団結について」を議題として私を糾弾しました。始めに「宮崎は争議をどのように解決していくと考えているか」と詰問しました。私の発言に対して他の団員が非難中傷をあびせて「宮崎は団に団結できるのか」「宮崎は支援共闘に団結できるのか」と迫ったのです。「宮崎は団と支援共闘との信頼関係をどう回復するのか」と、今までの罪状を悔いて許しを請え、といって傘を振り回して私の頭を叩こうと迫ってきたときは身の危険さえ感じたのでした。

(10) 争議団、弁護団に秘密で会社交渉

2000年11月の男女差別裁判の東京地裁法廷で、今後の法廷をどのように進行させるか意見交換しているなかで、会社側代理人が「原告及び代理人は状況を把握していないのですか」と言い出しました。会社側代理人は会社と支援共闘が交渉を予定していると指摘したのです。その時、原告も労働者側代理人も支援共闘が会社と交渉するという重要なことを知らないでした。

2001年2月24日の団会議では、21日に行った神奈川総行動での事業所要請について総括しました。団員の一人が「22日の交渉の前日なので意思統一を固くして望んだ」と発言しました。この発言で22日に会社と支援共闘が交渉したことが発覚したのです。私が「争議団員が交渉内容はも

ちろんのこと、誰が交渉団なのか」と問い合わせても答えませんでした。

「争議団員が、交渉のあることさえ知らないのでは事業所要請ができない。こんなことがあってはならない」と団長に抗議しました。私の追求にたいして団長は「直前に知った。団員に知らせる時間が無かった」と自状しました。驚くべきことに、団長にも相談なく会社との交渉の計画が立てられていたのです。

(11) 支援共闘いいなりの争議団

2001年元旦、正午に始まる決起集会をまえにして、11時から団会議をひらきました。会議の議題は集会で発表する宣言文の「討議」でした。宣言文の案が配られ読みあげられて「意見はないか」というのがいつものやり方でした。提案は外部からの事大主義、霸権主義の攻撃があり争議に介入しているとして、その介入に対する反撃を訴える内容でした。

私は『外部からの攻撃』の外部は全労連と日本共産党を指していると思うが事実と違うのではないか。神奈川労連も日本共産党も攻撃などしていない、文章を変更すべきだ。また、関係修復に努力するというのが団の一一致した方針ではないか」と主張しました。団長と事務局長は「そこが宮崎との意見の違いの根本だ。不団結の根本がそこにあることはわかっている」と言って一步もひきませんでした。ところが、集会直前になって団長が「あれは削ったから」と私に耳打ちしてきました。

集会が始まると主催者挨拶に立った代表委員のB氏は、「今朝3時まで何を話そうかと考えた」と言いながら、ベトナム解放闘争の教訓としてソ連の大國主義、霸権主義に抗して闘い勝利したグ将軍の言葉、「自分たちの軍隊で自分たちの頭で闘う」を引いて「外部からの攻撃」に対する徹底抗戦を訴えました。B氏の挨拶を聞いて集会参加の争議団員は「今、争議団らしい争議団は日立だ」と発言し、やんや喝采をあびたのでした。まさに、「2つの敵」と闘う決起の場になりました。宣言文論議の過程で明らかになつたように、団で議論のすえに決定した宣言文がいつのまにか勝手に変えられてしまいました。支援共闘と争議団は口を開けば「自主的主体的に闘うこと」を強調しています。しかし実態は全く反対なのです。

(12) 「争議団にはスパイが居る」といって異常な会議運営

団では自由な討議が全くというほど行われません。会社への解決要求書や1都2県への神奈川の態度を示す団結文書など重要文書の討議はほとんど議論されませんでした。というのは、提起される文書を配布してすぐに意見を出せと迫って賛否を取る。意見がなければ賛成したものとしました。そして文書を回収してしまうため検討する間もありません。

団事務局は要求書の討議では1項目づつ別の日に討議し全体を通して論議しないという全く異常な対応をしました。今日はバックペイだけ、次は誓約書だけというように行ないました。その異常な運営をする理由を事務局は「会社に伝わるから」「1都2県に知られるから」と会社や1都2県のスパイ

イが居るかのようなことを言っているのです。最終的な解決要求書は団会議で見ることなく会社に提出されました。2001年3月21日に会社へ提出された要求書は3月24日の団会議で初めて団員に配布されました。

また、全日立争議団共闘会議や神奈川労連宛てなど、重要文書の事務局提案は会議の終了時刻（最終電車の時刻）のほぼ5分前に決まって提案されます。討議の時間切れを狙い、賛否だけをとるという姑息なやりかたです。私などが、一方的に意見をいうのが精一杯というのが「討議」の実態でした。

(13) 支援共闘幹事会より交流会が重要

争議団員が「支援してもらっている」ことから、意見を述べることや批判しないことを良いことにして、支援共闘会議の一部役員は原告を見下し、非常識な言動をとることがありました。

例えば、代表委員のB氏は「東電争議団は男ばかりだがお金は充分あった、日立争議団にはお金は無いが女がいる」と言ったのです。争議に何を求めているのか本当に驚きました。

また、支援共闘幹事会など会議の後は必ずといっていいほど交流会と呼ぶ飲み会があります。交流会に参加しない争議団員には事務局が「なぜ参加しないのか」と参加を強制します。

この宴席では会議で議題にならなかったことを決めたり、代表委員のB氏などが「お前の発言は良くなかった」「労連執行部への対応が中途半端だ」など個別指導が行われるのが常でした。

(14) 意見の違いは嫌がらせ、いじめを続けて屈服させる

私たちは「日立の職場からすべての差別をなくす」ために争議をはじめました。差別是正を求める争議団が、意見の違いを理由にして差別することなどあってはなりません。

争議団内の差別の実態は、会社のそれに劣らない陰湿なものです。例えば、私に対して“挨拶をしない”“要請書を事前に作成していても前日の深夜にならなければ渡さない”“事業所要請マニュアルを見せない”“会議のあとでの交流会に出るな”“部屋から出ようとしても身体で体当たりして阻止する”“会議を一方的に切り上げてみんなが帰ってしまう”等など、日常的に嫌がらせを続けて争議団から排除するのが狙いででした。

(15) 不明朗な会計・財政活動

普通、組織や団体は財政活動の記録を組織内に開示することは当然のことです。私は一貫して争議団事務局に、会計帳簿の開示を求めていました。

しかし、事務局からは「何に使うのか。」という答しか返ってきませんでした。これは、私が日立労組役員に組合の会議録の開示を求めたときと同じ答えでした。「何処かへ持っていくんだろう。」とスパイ呼ばわりもしました。団費を集め、支援者からカンパを集めて成り立っている争議団が、会計を開示しないのはおかしな話しです。民主的であるべき争議団としてあって

はならないことです。また、日立労働者懇談会の世話人会で「日立神奈川争議団へ闘争資金を貸し出した」と報告がありました。私には寝耳に水のことでした。団会議で議論もしないで争議団の名前で勝手に借金して報告もしていました。全く乱脈な運営が行われています。

(16) 携帯電話であやつられる争議団会議

争議団会議の内容が支援共闘の一部役員の指示で動かされることも大問題と言わなくてはなりません。団長と事務局長の携帯電話には良く会議の途中に、電話がかかってきました。会議を中断したまま「その件はまだです。他の件に時間がかかってしまったので、これからやります」と応答している状態は全く異常な事態です。また、会議が意見の違いなどで紛糾すると、会議の休憩を宣言して団長が会議室の外に出て携帯電話をしているのです。争議団会議が、外の人間からの指示で動かされているのでした。

(17) 自主交渉から中労委交渉へ

①私の5項目の団結提案に背を向けて

私は自分の格付けが不当に低くされた「大枠合意」に反対しながらも、日立神奈川争議団が神奈川の広範な闘う人々との共同と、団の民主的運営実現のために5項目の提案をしました。

- (a) 神奈川労連に代表委員を要請すること。
- (b) 団の会計帳簿を開示すること。
- (c) 団内の差別・いじめをやめること。
- (d) 弁護士を含めて話合うこと、10人一括解決を前提として「全員一致を原則」にして争議を進めることの2つの約束を反故にしたこと謝罪すること。
- (e) 交渉記録、文書を開示すること。

この私の5項目提案にたいして支援共闘の代表委員は、内容には触れず「(宮崎の格付け要求である)総合職7級の実現を団が一致して闘うというなら、5項目の要求に固執せず交渉団に委任するか」と逆質問しました。

私はこの質問に唖然としました。なぜなら、交渉団の中心者である支援共闘の代表委員が「私の格付け要求を団が一致して闘ってこなかったこと」を認めた発言だったからです。しかし、私は「本当に団が一致してやれるなら5項目は問題にならない。」と述べて真の団結を訴えました。支援共闘への服従や団からの排除でなく本当の団結を訴えましたが聞き入れられませんでした。

②自主交渉が持論の支援共闘が中労委和解を選んだのはなぜ

支援共闘は自主交渉で解決することが最善であると常々主張していました。それにもかかわらず「自主交渉が決裂した」として2002年2月、中労委の場に交渉を移しました。私が不思議に思うのは自主交渉で決裂し

たのに、中労委に移すだけで交渉を即再開したことです。それは以下述べるなかで明らかになります。

会社と支援共闘（交渉団）が中労委に持ち込んだ「自主交渉の積み残し」は、前述したとおり、私ともう1人の格付け問題と解決金の2件でした。2002年2月26日の中労委第1回交渉において公益委員が交渉団に対して「中労委で解決しなければならないのは、2人の格付けと解決金の2件ですが、労側はどちらを優先するのですか」と聞きました。交渉団は「どちらを優先にするかは言えない。」と答えました。交渉団に対して公益委員は重ねて「2件の重みを聞いているのですが」と聞いても答えは同じでした。私はこのやりとりから交渉団は、2人の格付けをそのままにして解決金の上積みを考えていると確信したのです。

③会社の「あら探し」を容認した自主交渉

会社は2人の格付けに関連して中労委交渉の中で「あら探し」を始めました。中労委は「日立ともあろう大企業が、30年もの間、なにもしなかったとか、第1審を全く無視した議論はないだろう。」として「あら探し」を認めませんでした。中労委は地労委の段階で会社が行った「あら探し」を再び繰り返させなかったのは当然のことでした。

ところが、自主交渉で交渉団は会社の「あら探し」を認めたうえに「会社の言うことに反論できなかつた、宮崎から聞いていなかつたから」と私が交渉団に事前に言っておかなかつたのが悪いと言っているのです。交渉に出ていない私が事前になにを説明できるのでしょうか。私は労働委員会に申し立てるまえに、同じ差別問題を会社の職場苦情処理に申し立てました。そのとき組合役員が私に言ったことが交渉団の言っていることと全く同じでした。交渉団は会社の「あら探し」を認めたことを、ことあるごとに私に責任があると開きなおっているのです。

④格付けアップに交渉団は不満の態度

会社は、3月26日の中労委第2回交渉で「解決を前提にAさんの格付けをS8に上げ、10人一括で解決したい」と回答しました。中労委も「10人一括解決」を労使双方に強く勧告しました。しかし、交渉団は「中労委は、なぜ宮崎の解決に力をいれるのか、宮崎は“脱落者”だ」と中労委の勧告に背を向け、私の解決を妨害しました。

そしてこともあろうに、交渉団はAさんの格付けをアップさせた理由を公益委員に問い合わせました。格付けアップのおかげで解決金が低くなつたのではないかと問い合わせる交渉団は、差別争議の原点を忘れてしまつたのではないかと思います。

私は中労委和解交渉の進展具合から、私の昇格は回答どおりでよいからAさんの格付けをあげるよう公益委員にお願いしました。中労委は会社に強く申し入れてくれ昇格が実現しました。

活動日誌

- 1965年
 - 8/5 横浜工場佐藤さん解雇
- 1967年
 - 10/30 田中さん残業拒否で懲戒解雇
- 1972年
 - 9/19 日立争議団共闘会議を結成
- 1973年
 - 8/21 佐藤さん横浜工場に職場復帰
- 1974年
 - 3/31 日立争議団支援職場連絡会を結成
- 1986年
 - 12/13 中央研究所12名が賃金差別是正を申立て
- 1990年
 - 8/30 サービス残業申告報復事件神奈川地労委申立て
- 1991年
 - 12/8 賃金差別は正原告団準備会結成
 - 12/18 男女原告団結成集会
- 1992年
 - 3/3 男女差別は正で9人の女性（東京5人、神奈川4人）が東京地裁に提訴
 - 8/29 「日立関連労働者懇談会」結成
 - 9/2 男女差別をなくす会結成総会
 - 10/19 茨城9名、東京2名、神奈川5名、愛知3名の計19名が各地方労働委員会に賃金差別は正を一斉申立て（神奈川提訴団長：宮崎）
 - 11/15 日立争議団共闘会議の再開総会
- 1993年
 - 9/14 戸塚地域ピラ宣伝行動
 - 10/1 日立本社に1000名で抗議行動
 - 10/3 県央地域争議団共闘会議総会、宮崎副議長に選任される
 - 10/13 日立争議勝利をめざす決起集会
 - 11/28 日立総行動「茨城シンポジウム」
 - 12/19 県争議団共闘会議総会、宮崎副議長に選任される
- 1994年
 - 2/6 1500名で茨城総決起集会翌日、日立10工場へ宣伝行動
 - 4/12 日立包囲神奈川総行動（ホップ
- 1995年
 - 5/16 行動）事業所・地労委要請
 - 7/5 日立包囲神奈川総行動（ジャンプ行動）ちようちんデモ
 - 6/29 株主総会で6名が発言、100名で昼休みデモ
 - 8/23 日立神奈川争議団結成（サービス残業報復事件、男女差別事件、賃金昇格差別の3争議、団長：宮崎）
- 1996年
 - 2/12 戸塚地域大宣伝行動
 - 2/17 県下34駅頭宣伝
 - 2/20 不当弾圧（日立・宮崎）事件、戸塚警察から呼び出し
 - 2/22 日立争議の勝利をめざす神奈川大集会
 - 3/14 不当弾圧（日立・宮崎）事件、横浜地検に送検
 - 6/27 サービス残業申告報復事件地労委全面勝利命令
 - 12/23 戸塚地域大宣伝行動
- 1997年
 - 1/10 不当弾圧（日立・宮崎）事件、地検不起訴処分
 - 2/4 日立茨城総行動集会デモ
 - 3/7 日立闘争神奈川支援共闘会議準備会結成
 - 4/24 県内8事業所要請（県争議団統一行動）
 - 4/26, 27 オール日立争議団会議
 - 5/17 中央研究所争議で都労委が救済の勝利命令
 - 7/22 茨城で3名が賃金差別で追加申立て（第2次）
 - 7/27～29 日立神奈川団結キャンプ
 - 9/20 日立争議支援神奈川大集会
 - 12/22 県争議団共闘会議、宮崎副議長解任される
- 1998年
 - 1/25 日立争議団共闘総会（海員会館）
 - 2/11 1都3県支援組織第一回会議
 - 3/27 田中闘争「世界の日立に挑む」出版、神奈川取組まず
 - 5/22 日立包囲総行動（海老名・秦野）
 - 6/12 日立争議団共闘会議事務所開き
 - 7/18・20 オール日立団結交流会（山梨・石和）
 - 8/2 日立争議団共闘会議全体会議
 - 8/28 日立包囲総行動（本社）
 - 9/22 日立包囲総行動（小田原・戸塚）
 - 11/28 愛知争議で愛知地労委が救済の勝利命令
 - 12/1 茨城で闘争会合も9名が賃金差別で追加申立て（3次）
- 1999年
 - 1/5 日立神奈川争議団、宮崎団長を解任
 - 1/10 日立争議団役員会、神奈川が「一括」を取ること、16日の会議で運動論をやることを提案
 - 1/14 4都県会議中止を団長が申入れ
 - 1/16 4都県会議欠席、4都県会議は次回2/11、中央結成を2/1中と決めれる
 - 1/30 日立争議団共闘会議総会、神奈川8人が退席、「早期全面解決」を採択、交流会出席を妨害
 - 2/11 4都県会議、神奈川欠席
 - 2/17 団長のサービスプロモーク問題会社が

撤回	7/2	戸塚地域ピラ宣伝行動	8/22	解決交渉(9)
3/13 戸塚地域大宣伝行動	7/21	支援共闘幹事会、全労連・神奈川労連批判の文書決定	8/31	解決交渉(10)
3/16 1都2県中労委和解、要求提出。日立争議支援中央連絡会準備会結成。東京第2次提訴	7/28	日立包囲一日行動（駅頭宣伝、自治体要請・横浜工場要請）	9/6	解決交渉(11)
5/5 日立共同要求団結成総会	9/12	1都2県が中労委勝利和解で協定調印	11/10	宮崎、退団届を提出
5/14 県争第5次統一行動（当日、横浜支社をメイン行動から外し縮小する）	10/10	中労委調査		● 2002年
5/19 神奈川地労委賃金差別結審日行動	10/15	提訴外者の名前が初めて明かされる	1/13	支援共闘・弁護士・団事務局・宮崎の4者会議で宮崎「5項目の要求」を提案
6/11 日立中央一日行動（神奈川から事務局長だけが参加）	10/20	第1回の会社と交渉	1/30	団事務局長が各団員に「中労委交渉に変える」と電話で連絡（この日の会社交渉で決定した）
7/24 秦野地域宣伝行動	11/10	第2回の会社と交渉	2/5	中労委第5回調査、自主交渉の積残しは「2人の格付けと解決金」のみ
11/7 「団結」事務局案を多数決で決定	1/29	会社と交渉、交渉ノバー7人、会社4人を決める	2/23	支援共闘・弁護士・団代表・当該（2人）の4者会議、10人一括解決が不調
11/10 秋の総行動（神奈川県争議団共闘取組まず）	2/23	支援共闘幹事会、自主交渉に入ることを承認		中労委第6回調査（中労委第1回和解交渉）
11/28 県央争議団総会、宮崎を副議長からおろす	2/28	支援する会総会、支援共闘、代表委員の副会長を承認	2/26	堤弁護士から宮崎の代理人辞任届けだされる。
12/11 日立争議団共闘会議幹事会、佐藤私案提案（統一要求・統一交渉で解決金については神奈川を別回答とする内容）	3/2	中労委調査(2)、次回調査を5月28日とする		中労委が10人一括解決を交渉団と宮崎に要請
12/30 団則を提案、宮崎差別提訴団の団長を解任	3/3	ひな祭り宣伝行動（横浜駅西口）	3/16	最終的に宮崎が「分離解決」を中労委に回答
● 2000年	3/9~19	全国行動オルグの北海道、大阪、富山、香川アボをとる	3/26	中労委第7回調査（中労委第2回和解交渉）
1/23 日立争議団共闘会議幹事会、神奈川案を提案（別回答、要求争議団解散）	3/19	大阪オルグ		会社がAさんの格付け是正、総合職を回答、会社が10人一括解決を申入れるが交渉団は拒否
1/28 支援共闘幹事会、支援共闘が佐藤私案に反対を表明	3/21	日本共産党横浜北東地区委員会の印刷機借用を断られる		北海道オルグ
1/30 佐藤私案を争議団員全員一致で神奈川案とする	3/22	自主交渉(1)、要求書提出（10人分）	3/27	香川オルグ
2/20 日立争議団共闘役員会、統一問題決裂	4/1	富山オルグ		富山オルグ
3/4 男女原告団会議、統一問題決裂	4/13	広島オルグ	5/7	中労委第8回調査（中労委第3回和解交渉）
3/25 提訴外者説明会、宮崎の参加を認めず	4/16	自主交渉(2)	5/13	会計監査を団事務局が提案
4/25 賃金差別神奈川地労委第2次申立て	5/13	支援共闘幹事会、支援共闘が争議団に提訴外者の解決金の要求について検討を指示	5/21	中労委第9回調査（中労委第4回和解交渉）会社が無回答
5/16 神奈川地労委が全面救済命令（同期同学歴入社者の中位者の賃金・職郡等級に是正）	5/22	中労委調査	7/3	中労委第10回調査（中労委第5回和解交渉）協定内容合意
5/19 支援共闘幹事会、神奈川単独解決を決める	5/29	解決交渉(4)、会社が争議団員10名の格付・昇給を回答	7/29	中労委和解調印式
5/21 日立争議団共闘会議幹事会、神奈川単独解決確認	6/8	解決交渉(5)、提訴外者分を回答	11/30	日立神奈川争議全面解決報告集会
6/5 差別弁護団会議、山田・中込弁護士代理人を辞任	6/9	県争議団共闘中間総括会議、宮崎の参加を拒否		● 2003年
	6/26	解決交渉(6)	2/1	日立・宮崎争議勝利報告集会
	7/2	中労委調査、戸塚駅宣伝行動		
	7/17	解決交渉(7)		
	7/26	解決交渉(8)		
	8/5. 6	団結キャンプ		

「日立・宮崎争議勝利報告集会」実行委員会

岡 本 一

(TEL 045-212-5855/FAX 045-212-5745)
(Eメール rouren@js6.so-net.ne.jp)

宮 崎 良 司

(TEL 0463-88-4614/FAX 0463-88-4614)
(Eメール ryoujiyuki@yahoo.co.jp)

日立・宮崎争議勝利報告集会プログラム

実行委員会あいさつ（岡本一さん）

宮崎 良司さんの挨拶と報告

太鼓（金子 開さん）

鏡割り

乾杯

激励と挨拶

東芝の仲間のうた（塙田さん・金子さん）

花束贈呈

閉会のあいさつ（中村 治郎さん）

2003.2.1 日立・宮崎争議報告集会実行委員会

ごあいさつ

本日は、お忙しいなか、日立の宮崎良司さんの争議勝利報告集会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

ご存知の通り、日立争議は1都2県の解決後、神奈川では独自の闘いを進め、昨年7月29日に解決し、11月30日に全面解決報告集会もおこなわれました。しかし、この神奈川では、複雑な問題があり、宮崎さんは最終的にお一人で解決する道を選びました。

私たち実行委員会のメンバーは、宮崎さんから相談を受け、宮崎さんの争議勝利をお祝いするとともに、日立神奈川の争議が複雑なだけに、なかなか表立って応援できなかった多くの方々、本当のことを知りたいという方々にお集まりいただき、宮崎さんの苦労や、日立神奈川の争議を通しての争議のあり方、支援のあり方などを宮崎さんから直接話を聞く機会として今日の集会を企画いたしました。

宮崎さんの闘いは、いま聞っている争議、また今後起こる争議に教訓と励ましを与えることになるものと確信しています。

今日は、じっくりと宮崎さんからの話を聞いていただくとともに、今後しばらくは続くであろう大変な状況に対し、皆さんの激励をお寄せいただきたいと思います。

最後になりましたが、さまざまな困難を抱えながら、常に職場労働者の想いに心を寄せ、原則的な態度をつらぬいてきた宮崎さんに改めて敬意を表するとともに、私達も、宮崎さんや皆さんと一緒に、今後とも、大企業の社会的責任追求、労働者の権利擁護のために奮闘していくことをお誓い致します。

日立・宮崎争議勝利報告集会 実行委員会

岡本 一 (神奈川労連副議長)

沖山 静彦 (電機労働者懇談会全国世話人・旧松下通信)

中村 治郎 (電機労働者懇談会全国世話人・日立OB)

千葉 文男 (かながわ電機労働者懇談会・東芝TEC)

田中 秀幸 (元日立武藏残業拒否解雇争議原告)

押野 茂 (東芝OB)

山田 和民 (元神奈川争議団共闘会議議長・東電OB)

朝海 吉一 (日本共産党神奈川県央地区委員長)

お 礼

ついに日立に差別是正をさせることができました。この勝利報告ができるのは神奈川をはじめ全国の皆様からのご支援をいただいたからにはなりません。今日は忙しいなかをこの「勝利報告集会」に参加いただきましたみなさんに心から御礼申しあげます。

今、職場ではリストラの嵐が吹き荒れています。一方的な資本の論理で涙ながらに職場を去っていった労働者、屈辱的な肩たたきにもめげずに頑張っている労働者に「あきらめないで聞えば要求は勝ち取れる。粘り強く共に闘おう」と呼びかけたいと思います。

私が中労委に「分離解決」を申入れたとき、連合推薦の労働者委員が涙ながらに「団結」の重要性を説いてくれました。「団結」の大切なことは永い職場の闘いで身にしみています。労働者委員の説得に反して会社と一人だけで交渉することは余りにも無謀なことと反省しています。しかし、その労働者委員は和解交渉が進むにつれて「一人でも必ず解決させるから、会社に9人と差別させないよう努力するから」と言うように変わりました。それは中労委を自分たちの利益のためにだけ遣うという、神奈川支援共闘のやり方に反労働的なものを感じたからにはかならないと考えています。

私は支援のみなさんに「会社と真正面から闘った」と胸を張って言いたのです。私は節を曲げず闘って本当によかったですと思っています。さまざまな妨害を乗り越えてご支援くださったみなさんに重ねて御礼申し上げます。

宮崎 良司

激励のことば

私も33年間という長期の苦闘、宮ちゃんも長期差別攻撃と果敢に闘い、やっと日立に一定の責任をとらせて解決できて本当に良かった。しかし、20世紀中に日立全争議がそろって解決できなかったことは、返す返すも残念でなりません。解決に向かった最終盤、日立争議はどうしても団結できなかった。解決を迫る時期の見方、解決要求の内容、闘い方、支援組織のあり方など、繰り返し議論しても一致できなかった。

支援共闘組織が出来るまでは、こんな事はなかったのに。私は悩み、その気持ちを99年夏に「世の中・友達・自分」という歌にしたほどです。

宮ちゃんは神奈川で団結する上で、むしろ私より苦労したものと思います。争議団当事者の気持ちを原点にすることを、最後まで支援団体に貫いて欲しかった。

最高裁敗訴下の困難な私の闘いに連帯して、差別是正闘争に立ち上がり、支援してくれた宮ちゃん！ どうもありがとうございます。勝利解決に乾杯！

元日立武藏残業拒否解雇争議原告 田中 秀幸

宮崎さんごくろうさん

12年余りの長期の闘いそれもまれにみる困難な闘い本当にご苦労さまでした。私自身当初神奈川争議団の議長として日立争議に関わりました。茨城での3回に亘る行動にワンボックスカーで、自交総連の宣伝カーで、また神奈川県観光のバスで参加したこと、また愛知の日立争議団支援共闘会議結成の場にも車で仲間と参加したこと、高校の後輩堀口さん田中さんが頑張っていた東京の仲間、それぞれと交流したことを昨日の如く思い出しました。さて日立争議は終盤に向かい深刻な事態に発展し困難な中で解決が図られたことは不幸なことでした。教訓は争議団と弁護団と支援共闘のあり方、組織と人のあり方が問われ、改めて全労連、神奈川労連、地域労連、民主的な組織と団結することの重大さを示唆したと思います。

山田和民

10余年にわたり「世界の日立」を相手に思想差別を背景にした賃金昇格差別争議をねばり強くたたかいぬき、見事に勝利し解決したことに心から連帯の挨拶を送ります。

宮崎さんは、争議にかかわって前半の数年間は争議団長として奮闘されました。後半は全日立争議の一括解決をめぐって統一と団結を守る立場を一貫してつらぬき通しました。今、差別争議のあり方が問われているとき、何が階級的民主的道義にかなった方向なのかを示唆するものとして、彼の勇気あるたたかいに敬意を表するものです。

日本共産党神奈川県央地区委員長

朝海 吉一

「宮崎君が日立神奈川争議団から脱退した」ことを聞いて「果たしてどうなってしまうのか」と心配していましたが「解決できた」ことは本当に良かったと思います。

日立神奈川支援共闘会議の結成にあたって、当時団長だった宮崎君が神奈川労連に来て「池田次長をぜひ事務局長に据えていただきたい」との申し入れを受けたものでした。

私は「東京はじめ他県の共闘との團結が必要な日立争議にはふさわしくないと思うよ」と反対したものです。しかし熱心な要請に幹事会では代表委員の一人として派遣することとなったのです。

その後やはり「中央支援共闘の結成を機に1都2県との不團結が表面化しました。私たちは、当事者の要求を基礎に全国的に統一と團結をはかるために努力したのです。しかし、理解するどころか、むしろ神奈川労連が日立争議の妨害者であるかのように宣伝し、組織的混乱を生じさせ、県下の争議団と神奈川労連の対立をあおるところまで事態を発展させています。自分の経験を「絶対的真理」として、誤った指導を押し付け、反対者には嫌がらせを徹底するやり方は人権を守る闘争とは言えません。

宮崎君が体験を通じてこのことに気づき、勇気をもって争議団と支援共闘の民主化を呼び続け、最後は一人の解決交渉で日立資本に差別是正をさせた苦労は並みのものではなかったと思います。ご苦労さまでした。

この度、その一部始終を明らかにした報告書を読んで神奈川のすばらしい反「合」権利闘争の歴史と伝統を自らけがし、階級的民主的労働運動を内から破壊する役割を果たしていることに心からの憤りを覚えます。また、私自身の指導的立場から責任を感じ深く反省させられました。

しかし、神奈川の闘う労働者はこのような過ちも弱点も克服する力をもっていると信じます。宮崎君の体験を無駄にせず、私たちはひとり一人の人間の尊厳を大事にする労働運動を力強くすすめていく必要があると思います。宮崎君、今後も元気に頑張ってください。

神奈川労連副議長 高橋 勝也

